○国立大学法人浜松医科大学有料広告掲載取扱要項(抄)

(広告掲載基準)

- 第3条 印刷物等に広告の掲載ができる者は、印刷物等を所管する理事等が適当であると 認めた企業等とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、その 掲載を許可しない。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
 - (3) 宗教活動に関するもの
 - (4) 個人若しくは団体の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
 - (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条に規定する営業に関するもの
 - (7) たばこの広告や喫煙を促すもの
 - (8) 取引商品等の性質上、消費者との問題発生が想定されるもの
 - (9) 社会的批判を引き起こすおそれがあるもの
 - (10) その他理事等が不適当であると認めるもの

(広告依頼者の責任)

- 第8条 広告の内容に関する責任は、広告依頼者が負うものとし、本法人はいかなる責務 も負わないものとする。
- 2 広告原稿の作成に係る経費は、広告依頼者の負担とする。
- 3 広告原稿にイラスト、写真及びロゴ等を使用する場合は、広告依頼者において著作権 等関係法令の確認及び必要な手続を行うものとする。

(掲載料の納入)

第10条 広告依頼者は、本法人が発行する請求書に基づき定められた期日までに掲載料 を本法人へ一括納入するものとする。

(掲載料の返還)

- 第11条 納入された掲載料は、原則として返還しないものとする。
- 2 掲載料の納入完了前において、広告依頼者から掲載の取下げの申出があったときは、 掲載料を徴収しないことができるものとする。